

平成22年2月25日

株主の皆様へ

更生会社 トスコ株式会社  
管財人 土岐 敦 司

### 弊社会社更生手続に伴う弊社株式のお取扱について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、更生会社は、平成21年6月15日に東京地方裁判所に対して更生計画案を提出してはいましたが、債権者の皆様よりご賛同を賜り、同年8月15日に同裁判所より認可決定が下され、平成22年2月5日に認可決定が確定いたしました。

これに伴い、更生計画に規定された内容に従い、裁判所の許可のもと、平成22年2月25日に新株式の募集・払い込みが完了されましたので、同日付で発行済株式全部の自己株式取得および100パーセント減資が実施されました。

これにより、これまで長きにわたり更生会社を支えて下さいました株主の皆様におかれましては、誠に遺憾ながら、株主としての権利が失われることとなります。更生会社の会社更生手続に伴い、多大なるご迷惑をおかけしましたことを謹んでお詫び申し上げます。

なお、100パーセント減資に伴う更生会社の株式のお取扱は、下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。

敬具

#### 記

更生会社による株式取得および消却の効力発生日

平成22年2月25日

お手元に株券をお持ちである場合

お手元の株券につきましては、弊社宛にご返却いただく必要はありません。

お手元に株券をお持ちでない場合

特にお手続は不要です。

株式異動証明書のご請求手続について

更生会社の発行済み株式の全部が無償で消滅した証明が必要な株主様は、別紙の「株式異動証明書のご請求手続について」をご参照下さい。

税制上のお取扱いに関する具体的な内容につきましては、特定管理口座を開設した証券会社もしくは最寄の税務署に、ご相談くださいますようお願い申し上げます。

本件に関するお問合せ先

連絡先 トスコ株式会社 総務管理部 中山宛 Tel.03-3667-3321

以上